

令和5年第3回定例会12月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 8 5 号 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置
条例制定のこと
- 〃 第 8 6 号 明石市職員の高齢者部分休業に関する条例制定のこと
- 〃 第 8 7 号 明石市福祉まちづくり基金条例制定のこと
- 〃 第 8 8 号 明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 9 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第 9 0 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと
- 〃 第 9 1 号 明石市立保育所条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 2 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 3 号 明石市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の
こと
- 〃 第 9 4 号 明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正す
る条例制定のこと
- 〃 第 9 5 号 令和 5 年度明石市一般会計補正予算（第 5 号）
- 〃 第 9 6 号 令和 5 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 〃 第 9 7 号 令和 5 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 9 8 号 令和 5 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 9 9 号 あかし市民図書館及び明石市立西部図書館に係る指定管
理者の指定のこと
- 〃 第 1 0 0 号 阪神水道企業団への加入に関する協議のこと
- 報告第 2 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 5 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

明石市新ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定に当たり必要な事項を調査審議するため、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 所掌事務

委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

ア 事業者の募集に関する事項

イ 事業者の選考に係る基準に関する事項

ウ 事業者の審査及び評価に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(2) 組織

ア 委員会は、委員5人以内で組織する。

イ 委員は、学識経験者、市職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

ウ 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(3) 委員の任期

委嘱の日から(1)の所掌事務が終了する日までとする。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

高齢期職員の多様な働き方の選択肢を確保するため、地方公務員法に基づく高齢者部分休業制度を創設することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 対象年齢

60歳に達した日以後の日から取得可能

(2) 休業時間

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内において、30分を単位として任命権者が承認する時間

(3) 給与の取扱い

休業時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉の充実及び向上を図るための事業に要する経費に充てるため、既存の基金を整理及び統合し、明石市福祉まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 基金に積み立てる額

- ア 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額等
- イ 一般会計歳入歳出予算で定める積立額

(2) 基金の処分

次に掲げる事業に必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

- ア 高齢者福祉事業
- イ 障害者福祉事業
- ウ 地域福祉事業
- エ 生活困窮者支援事業
- オ 健康福祉事業
- カ 福祉施設整備事業

(3) 廃止する条例

- ア 明石市福祉施設整備基金条例
- イ 明石市福祉コミュニティー基金条例

(4) その他

廃止前の(3)に掲げる条例に基づいて現に積み立てられている現金は、明石市福祉まちづくり基金条例に基づく基金とみなす。

3 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日

1 要 旨

明石商業高等学校の福祉科の開設及び市立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に必要な職員を配置するため、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を改めようとするもの。

2 内 容

教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校園その他の教育機関の職員の定数を、360人から370人に改める（10人の増）。

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、所要の整備を行おうとするもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定

若年層を中心に職員の給料水準を平均 1.1% 引き上げる。

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給率の改定(ともに 100 分の 5 の引上げ)

(参考) 常勤職員の場合

	現行	令和 5 年度 1 2 月期	令和 6 年度 6 月期以降
期末手当	100 分の 120	100 分の 125	100 分の 122.5
勤勉手当	100 分の 100	100 分の 105	100 分の 102.5

(3) 会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給する。

(4) 特別職の非常勤職員である投票立会人に支給する報酬の額の上限額を、日額 13,000 円から日額 15,000 円に引き上げる。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策の業務に従事した職員に支給する感染症防疫業務等手当を廃止する。

(6) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(1)は令和5年4月1日から、2の(2)の令和5年度12月期に係る部分の改正は令和5年12月1日から適用する。ただし、2の(2)の令和6年6月期以降に係る部分の改正及び(3)は、令和6年4月1日から施行する。

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の改定（100分の10の引上げ）

(1) 令和5年度12月期

（現行）100分の217.5 → （改正）100分の227.5

(2) 令和6年度6月期以降

（現行）100分の227.5 → （改正）100分の222.5

3 施行期日

公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、2の(2)は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 1 号

明石市立保育所条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

明石市立明南保育所分園を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

1 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の保険料を減額しようとするもの。

2 内 容

(1) 出産被保険者に係る保険料の免除

子育て世帯の負担軽減の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間（原則 4 か月間）の保険料（所得割額及び均等割額）を免除する。

(2) (1)の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

1 要 旨

厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領の改正を踏まえ、公衆浴場における男女の混浴制限年齢を引き下げようとするもの。

2 内 容

(1) 混浴制限年齢を引き下げる。

(現行) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(改正) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正後の法に基づき、市長に新たに権限が付与された事務について規定

ア 市長は、適切な管理が行われていないため、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれがある空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することを防止するために必要な措置をとるよう指導及び勧告を行うことができる。

イ 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等の所有者等に修繕等の措置を命じるとまがないときは、当該措置を自ら行うことができる。

ウ 市長は、行政代執行法の規定により、特定空家等の所有者等から、所有者等が不明の場合の代執行費用及び上記イの場合の代執行費用を強制徴収することができる。

エ その他改正後の法に基づき市長が新たに行う事務について規定

(2) 法の条項移動等に伴う規定の整備

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、こども医療費助成事業費や障害児通所支援事業費、生活保護運営事業費などの追加を行うとともに、歳入では、地方交付税や国庫支出金などを追加するもの。

また、併せて、幼稚園施設整備事業や小学校水泳授業支援事業に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 2,638,350 千円 補正後 131,340,491 千円 〕

歳 入

市 税	500,000 千円	個 人 市 民 税	300,000 千円
		法 人 市 民 税	200,000 千円
地方交付税	944,319 千円	普 通 交 付 税	944,319 千円
使用料及び手数料	2,000 千円	衛 生 手 数 料	2,000 千円
国庫支出金	701,796 千円	民 生 費 国 庫 負 担 金	675,000 千円
		総 務 費 国 庫 補 助 金	16,746 千円
		衛 生 費 国 庫 補 助 金	7,500 千円
		民 生 費 国 庫 補 助 金	2,550 千円
県 支 出 金	296,950 千円	民 生 費 県 補 助 金	154,450 千円
		民 生 費 県 負 担 金	142,500 千円
寄 附 金	140,000 千円	総 務 費 寄 附 金	140,000 千円
繰 越 金	22,485 千円	前 年 度 繰 越 金	22,485 千円
市 債	30,800 千円	教 育 債	28,600 千円
		民 生 債	2,200 千円

歳 出

扶 助 費	1,826,900 千円	こども医療費助成事業費	578,000 千円
		障害児通所支援事業費	570,000 千円
		生活保護運営事業費	520,000 千円
		重度障害者医療費助成事業費	150,000 千円
		高齢者等住宅改造支援事業費	8,900 千円
		(各種医療費・放課後等デイサービス利用者数・ 医療扶助等の増加に伴う扶助費の追加)	
補 助 費 等	530,000 千円	国県補助金精算等償還金	500,000 千円
		(令和4年度国県補助金の精算に伴う償還金の追加)	
		市税賦課徴収事務事業費	30,000 千円
		(市税還付金の追加)	
物 件 費	228,700 千円	小学校管理運営事業費	105,000 千円
		(教科書改訂に伴う教師用指導書等の整備)	
		ふるさと納税促進事業費	70,000 千円
		(ふるさと納税寄附金の増加に伴う事業経費の追加)	
		住民基本台帳事務事業費	24,000 千円
		戸籍事務事業費	5,800 千円
		(マイナンバーカードのローマ字表記等に係るシステム改修)	
		産前・産後支援事業費	15,000 千円
		(産後ケア事業利用者の増加に伴う委託料の追加)	
		障害福祉システム管理事業費	5,100 千円
		(報酬改定に伴うシステム改修経費)	
		戸籍住民基本台帳一般事務事業費	2,300 千円
		印鑑登録事務事業費	1,500 千円
		(住民票等コンビニ交付の増加に伴う手数料の追加)	
投資的経費	47,300 千円	幼稚園施設整備事業費	29,000 千円
		(山手幼稚園職員室の移設に伴う北園舎の修繕)	
		特別支援学校教育振興事業費	9,300 千円
		(児童生徒数の増加見込みに伴う通学用車両の購入)	
		公立保育所整備事業費	9,000 千円
		(明南保育所分園原状回復・避難用すべり台修繕)	
繰 出 金	5,450 千円	介護保険事業特別会計繰出金	5,450 千円
		(介護特会システム改修経費に対する事務費繰出金)	

債務負担行為

追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	15,400	R6
微小粒子状物質成分分析業務委託	6,050	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,680	
水質監視分析検査業務委託	16,396	
収集事業課施設維持管理業務委託	4,000	
幼稚園施設整備事業	309,800	R6～R11
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	8,500	R6
公園樹木等維持管理業務委託	58,675	
不法占用物等除却業務委託	3,233	
道路等維持補修工事	261,000	
街路灯新設・維持補修工事	47,900	
道路除草業務委託	9,500	
道路維持補修事業清掃等業務委託	22,819	
区画線・道路標示新設補修工事	7,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	7,000	
安全防護柵新設補修工事	26,000	
道路舗装補修工事	120,000	
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	64,500	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,284	
河川美化事業清掃等業務委託	19,900	
排水路等浚渫工事	34,000	
明石養護学校通学車両運行管理業務委託	77,900	
小学校水泳授業支援事業	6,300	
学校園樹木害虫防除業務委託	4,000	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670	

今回の補正は、歳出で、報酬改定等に伴うシステム改修経費を追加するとともに、歳入では、国庫支出金及び繰入金を追加するもの。

〔 補正額 10,900 千円 補正後 26,175,321 千円 〕

歳 入

国庫支出金 5,450 千円 事務費交付金 5,450 千円

繰入金 5,450 千円 一般会計繰入金 5,450 千円

歳 出

総務費 10,900 千円 一般管理事務事業費 9,000 千円

介護保険サービス
事業者指定・指導事業費 1,900 千円

今回の補正は、南二見地内及び高丘 1 丁目地内配水管布設替工事に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
水質検査業務委託	53,000	R6
施設維持管理業務委託	195,600	R6
源井設備水中ポンプ修繕	22,000	R6
水道配管維持管理業務	316,000	R6
配水管等補修工事	213,000	R6
水道メーター修繕	39,700	R6
南二見地内配水管布設替工事	190,000	R6
高丘 1 丁目地内配水管布設替工事	408,000	R6～R7

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	195,000	R6
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	20,030	R6
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	10,900	R6
汚泥運搬業務委託	72,000	R6
浚渫汚泥処分業務委託	14,300	R6

1 要 旨

あかし市民図書館及び明石市立西部図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) あかし市民図書館

明石市大明石町1丁目6番1号

(2) 明石市立西部図書館

明石市魚住町中尾702番地の3

3 指定管理者となる団体

T R C ・長谷工・神戸新聞グループ

代表者 東京都文京区大塚3丁目1番1号

株式会社 図書館流通センター

代表取締役 谷 一 文 子

4 指定期間

令和6年4月1日から令和13年3月31日まで

1 要 旨

本市が阪神水道企業団に加入することに関し、阪神水道企業団規約により関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

2 阪神水道企業団規約の変更内容

企業団を組織する市に、明石市を加える。

(現行) 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市

(改正) 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、明石市

3 加入する日

令和7年4月1日

報告第23号

）

報告第25号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第23号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年9月27日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 84,474円</p> <p>(2) 相手方 加古川市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 令和5年6月27日加古川市別府町新野辺538番地の9地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、福祉局生活支援室生活福祉課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が直進するため交差点に進入した際、自転車に乗車して左方から直進してきた相手方に接触し、自転車を破損させたとともに、負傷させたもの。</p>
第24号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年10月12日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 90,112円</p> <p>(2) 相手方 姫路市に所在する法人</p> <p>(3) 事故の内容 令和5年6月14日明石市魚住町住吉3丁目745番地の20地先において、市民生活局環境室収集事業課の職員が運転する本市所有のごみ収集車が、停車中の相手方事業用貨物自動車の横を通り抜けようとした際、当該事業用貨物自動車に接触し、損害を与えたもの。</p>
第25号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年11月1日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 41,000円</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 令和5年10月25日明石市西明石町5丁目の相手方住宅の敷地内において、市民生活局環境室収集事業課の職員が粗大ごみのバスケットゴール等を収集する際、収集申込みのなかった相手方所有のバスケットゴールを誤って収集及び破砕し、損害を与えたもの。</p>